

第 1 1 回

開催日時	平成26年8月5日（火）19:00～20:30		
開催場所	茨城町役場 2階 大会議室		
出席者	委 員	中村忍, 北山静香, 和家貴之, 小橋康德, 美野田龍敬, 小松崎育, 田家英雄, 田中真琴, 中村敬治, 川越信行, 池田晃一, 吉川博久, 山本香織, 中根絵美, 佐久間知美, 吹野久美子, 小林一裕, 會沢勇夫, 井野由美子 (敬称略, 順不同)	
	傍聴者	0名	
	その他	鈴木教育長, 村田教育次長	
	事務局	学校教育課再編担当	
会議次第	<p>【議事】</p> <p>1 スクールバスについて</p> <p>2 その他（次回開催等について）</p>		

第 1 1 回 茨城町立小学校統合準備委員会 会 議 要 旨

1 開会

2 委員長あいさつ

会議は11回目の開催となり、スクールバスの協議も佳境に入ってきた。本日は、停留所や運行ルートについて、各小学校のPTA単位で協議された内容を報告していただき、それを基にしながら協議を進めていきたいと考えている。

3 教育長あいさつ

会議は11回目を迎えた。スクールバスの運行に向けては多くの課題があるが、皆様の御知恵を拝借しながら、可能な限り良い方向にまとめていくことができると考えているので、協力のほどよろしくお願いします。

4 議事

議事（1）スクールバスについて

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（１）スクールバスについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

停留所及び運行ルートについては、事務局から提案させていただいた運行案をたたき台にして、各小学校のＰＴＡ単位で協議が行われたと思うので、本日は、その協議結果を報告していただければと考えている。また、ＰＴＡ単位での協議とは別に、周囲の方から様々な意見が寄せられているとも思うので、そうした意見もあわせて報告していただければと考えている。さらに、停留所及び運行ルートに関する協議とあわせて、利用対象者（エリア）の範囲、運行台数、利用者負担金の額、下校時の運行回数、遠距離通学補助金や運休日の考え方など、スクールバス運行に係る骨子について、方向付けができるものについては協議・決定していきたいと考えている。前回の会議で皆様からいただいた意見は、事前に配布させていただいた資料に掲載したとおりである。それらの内容も確認していただきながら、本日の協議を進めていきたいと考えている。

委員長

議事（１）スクールバスについて、事務局からの説明が終わりました。前回の会議の後、各小学校のＰＴＡ単位で協議が行われたと思うので、まずは、４校のＰＴＡ会長から協議結果を報告していただきたい。

委員

川根学区では、地区懇談会の際に、事務局が作成した運行案を配布した。その場では、なかなか意見等が出づらいう状況であったため、各自資料を持ち帰っていただき、意見等がある場合には、８月末までに川根小学校に連絡していただきたいと依頼をした。

現在のところ、３件の連絡が寄せられている状況である。

委員

上野合学区では、限られた人にしか運行案を配布していない。それは、上野合学区の場合、３つの運行パターン案が示されており、この資料を配布すると混乱を招く恐れがあると懸念したためである。そのため、まずは、ＰＴＡ本部役員だけで停留所の現場を確認することにした。その後、地区懇談会において、停留所の場所や安全性について意見を求めたが、その場ではすぐに意見は出てこなかった。

鳥羽田区のように、停留所の問題についてかなり話が進んでいる地区もあるが、学区全体としては、停留所の場所、雨風をしのぐための建物等の必要性、保護者が停留所に送り迎えする際の駐車スペース等について、ＰＴＡ本部役員の間でも色々と悩んでいるところである。今後は、災害訓練や学校跡地の検討会など、区長なども集まるような機会を有効に活用し、停留所について皆で検討する必要があるのではないかと考えている。

委員

沼前学区では、各支部の支部長に運行案を配布し、各支部において停留所や運行ルートについて協議していただいた。協議の結果については、本日を締切として各支部長より報告していただいた

が、報告書は先程手元に届いたばかりであるため、内容についてはまだ確認していない。

委員

駒場学区は、徒歩通学のエリアに該当しているため、停留所や運行ルートに関する意見はほとんど出ていない。しかし、学校周辺の歩道の整備や交通規制等を考えないと、特に低学年の子供達は事故の危険にさらされるのではないかと懸念している。

委員長

今度は、幼稚園や保育園において、保護者からどのような意見が出ているのかを伺っていきたい。

委員

私の子供が通う幼稚園では、停留所はどこで、設置するのなら安全な場所に設置してほしいという話が出ている程度である。実際のところ、スクールバスに関する話題はそれほど出ていないというのが実情である。

委員

小学生の子供を持つ保護者からは、停留所の場所や運行ルートに関する話が出るのだが、保育園全体として、スクールバスについて意見を交わすような機会はないというのが実情である。

委員

幼稚園では、スクールバスに関する意見はほとんど出ていない。

先日、地区の支部長と話をする機会があった。停留所を細かく設置してもらえるのは良いのだが、運行案で示されている停留所の安全性に疑問を感じる部分があるという内容であった。

委員長

全員に意見を伺っていきたい。

委員

皆様の話と同じように、停留所の話が出ている程度である。

委員

前回の会議でも触れたが、鳥羽田区の停留所について話をさせていただきたい。区長をはじめ他の方も、大型バスでは、鳥羽田田園都市センターの敷地の中まで入るのは難しいと認識している。そのため、バスのサイズを小さくすることで、進入路を通り抜けて敷地の中まで入れるのであれば、小型のバスを運行していただき、敷地の中でバスに乗り降りさせていただきたいと考えている。ただし、スクールバスの全体的な運行経費やその他の事情を考慮した時に、どうしてもそのような個別の対応が難しいということであれば、代替りの停留所案を提示させていただきたい。

現在の運行案で示されている場所から、ファミリーマート方面に少し向かうと下り坂がある。そこには、県道と並行する旧道がある。その旧道の出入り口には2本の杭が立っており、車は通り抜けできない状態になっている。もしその杭を撤去できるのであれば、その旧道を保護者の送り迎え用の駐車スペースとして活用し、停留所はその付近の県道沿いに設置すれば良いのではないかと意見が出ているので、そうしたことも今後の協議において含みおきいただけるとありがたい。

委員

私が住んでいる地区では路線バスで通学しているため、バスの乗り降りに慣れている子供達が多

いのだが、来年度一斉にスクールバスが導入されて、初めてバスで通学する他の地区の子供達は、しばらくの間、バスの乗り降りに時間がかかるのではないかという意見をいただいた。

また、スクールバスが路上に停留するのか、それとも集落センターなどの敷地の中に停留するのかによって、学校に到着するまでの所要時間がかなり変わるのではないかと考えている。

委員

何人かの保護者から、それほど広くない県道に何台かのバスが通ることになると、事故や渋滞の発生要因になるのではないかという意見をいただいた。

また、事務局案では、下土師地区に停留所が2つ示されているが、これは1つでも十分ではないかという意見もいただいた。

桜丘団地区は、赤坂区と奥谷区の間であり、青葉小学校へ通学するには距離的にも位置的にも微妙な場所にある。そのため、この地区では、徒歩で通学した方が良いか、赤坂区の県道茨城・岩間線まで出てきて、そこからスクールバスで通学した方が良いかを、子供会で話し合ってくれることになった。話し合いの結果については、後日回答をいただけることになっている。

委員長

皆様から色々な意見を伺ってきたが、まだまだ議論の余地はあると考えている。

本日は、冒頭でも話があったように、採決できる項目についてはできる限り採決していきたいと考えている。詳細については、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

その説明をさせていただく前に、校長先生方の下にも今回の運行案に関する意見等が寄せられているのであれば、それについて伺っておきたい。

委員

川根小学校に届いている意見は、やはり停留所に関するものである。停留所の間隔が空きすぎではないかとか、学区内の児童の分布状況を考えると別なルートを走ってほしいというような意見が寄せられている。

事務局

運行ルートは、学校に到着するまでの所要時間や乗車人数等を考えるとそれほど大きく変わることはないと思うので、やはり停留所の問題が最後まで残るのだろうと考えている。

先程の話によると、川根学区では8月末を期限として、スクールバスに関する意見等の集約を行うということであった。事務局で考えていた当初のスケジュールでは、スクールバス運行に係る大枠の整理を8月中に終了し、9月の定例議会に条例案や予算案を上程する予定であった。しかし、正直なところ、スクールバスの協議にはある程度の時間がかかることも想定していた。

そこで、結論を申し上げますと、9月の定例議会にスクールバスに係る議案を上程するのは見送ることにした。時間的な制約が協議の足かせにならぬよう、そして、万全な協議を尽くし、皆様の総意のもと最終的な結論を出すべきだという考えに至り、そのような判断を内部的にさせていただいた。

ただし、冒頭でも説明させていただいたように、決定できるものについてはその都度決定して、

今後の協議事項を少しでも減らし、最大の問題である停留所の問題にできる限り多くの時間を割いて協議ができればと考えている。

委員長

それでは、採決できる項目についてはこの場で採決していくか。

事務局

皆様から了解が得られるのであれば、そのようにしていただきたい。

委員長

それでは、1つずつ確認しながら採決していきましょう。

初めに、スクールバスの利用対象者（エリア）の範囲についてであるが、これについて事務局から説明をお願いしたい。

事務局

スクールバスの利用対象者（エリア）の説明とあわせて、事務局が作成した運行案の考え方について説明する。

利用対象エリアは、皆様に協議を重ねていただいた結果、青葉小学校からの通学距離が3kmの地点に境界線を引き、その境界線の外側のエリアに停留所を設置してはどうかということで、現在示している運行案は、この考え方に基づいて事務局が作成した。

運行案で示している水色のエリアは3km以上のエリアであり、ピンク色のエリアは3km未満のエリアである。県道茨城・鹿島線上には、ピンク色のエリアであるにもかかわらず、停留所を2ヶ所設置している。これは、古宿区の子供達が利用することを想定した停留所であるが、集落から停留所までの距離や道路の安全性等を考慮した時に、上野合小学校方面ではなく、県道茨城・鹿島線上に停留所があった方が利用しやすいという意見があることも想定し、あえてピンク色のエリアに停留所を設置している。その他の停留所は、基本的な考え方に則り、全て水色のエリアに設置している。

皆様には、スクールバスの利用対象エリアは、「概ね3km」を超えるエリアとすることについて確認・了解していただければと考えている。

委員長

利用対象エリアについては、「概ね3km」を超えるエリアということで決定してよろしいか。よろしければ、拍手で承認の意を表していただきたい。

—拍手—

委員長

それでは、利用対象エリアについては、「概ね3km」を超えるエリアとする。

委員

採決後の発言で申し訳ない。停留所は、原則として青葉小学校から3km以上離れたところに設置するという話であった。先程の説明でもあったように、一部の場所では3km未満のエリアに停留所を2ヶ所設置するわけだが、3km以上の場所に停留所を設置するという話は、あくまでも原則と理解してよろしいのですね。なぜこのような話をするのかというと、本郷区は3kmの境界線のぎりぎ

りのところに位置しているので、その辺の整理がはっきりされていないと先々の問題になりかねないと感じたからである。

事務局

確かに、本郷区の停留所は、3kmの境界線のぎりぎりのところに位置している。「概ね3km」の考え方は、通学するうえでの安全性や停留所の利用のしやすさなどを総合的に考えた時に、3km未満のピンク色のエリアに停留所を設置せざるを得ない特例的な事案が含まれても問題はないかということも含めて、確認・了承していただければと考えている。

委員

それも含めて「概ね3km」という考え方でよろしいのですよね。

委員

あまりにも厳格に3kmという距離にこだわらなくても良いのではないかと思う。仮に、青葉小学校からの距離が2.8kmしかなかったとしても、そこに安全かつ集まりやすい場所があるのであれば、そこに停留所を設置すべきだと思う。

委員

あくまでも「概ね3km」という考え方なので、3kmという距離にきっちりこだわる必要はないと思う。

委員

停留所は、子供達の安全が確保できる場所でなくてはいけないのだから、安全な良い場所があるのであれば、3km未満のところに停留所を設置するのは仕方がないことだと思う。あくまでも「概ね」なので、難しく考えなくても良いのではないか。

事務局

3km未満のエリアに設置する特例的な停留所の扱いについては、最終的な停留所の確定作業の際に、改めて問題がないかを確認させていただくということによろしいか。

委員長

再度確認するが、利用対象エリアについては、「概ね3km」を超えるエリアということによろしいか。

—拍手—

委員長

次に、スクールバスの台数についてであるが、これについて事務局から説明をお願いしたい。

事務局

スクールバスの運行ルートは、学校に到着するまでの所要時間や乗車人数等を考慮すると、この運行案で示したものとそれほど大きく変わることはないと考えている。そのように考えると、スクールバスの台数は、運行案で示している13台が最大値になるのかと思われる。

したがって、最大値は13台と想定しながら、予算的な兼ね合いなども含めて最終的な台数を固められればと考えているので、この件に関する最終的な判断は事務局に一任していただいてもよろしいか。

－異議なし－

委員長

次に、利用者負担金についてであるが、これについて事務局から説明をお願いしたい。

事務局

利用者負担金は、青葉中学校のスクールバスの利用者負担金の事例に倣う形を考えている。

青葉中学校の利用者負担金について説明すると、1人あたりの月額が3,000円で、夏休み期間の8月分を除いた年11回払いである。そして、同一世帯において、同時に2人以上の利用者がいる場合には、2人目以降の利用者負担金は半額であり、また、登校のみの利用又は下校のみの利用の場合にも半額である。

ただ、利用者負担金の問題については、少し時間をいただいてもよろしいか。2人目以降の利用者負担金を半額とすることについて、小学校と中学校を分けて考えるべきなのか、それとも小学校と中学校を分けずに9年間で考えるべきなのかを、内部的に検討する必要があると考えている。これについては、次回以降に、町の考え方を提示させていただければと考えている。

委員長

小学校と中学校を分けて考えるべきなのか、それとも9年間という考え方をすべきなのかということであるが、これについて意見はありませんか。

委員

9年間と捉えた方が、スクールバスの利用者にとっては良いと思う。しかし、料金体系を決める以前に、まずは、登校のみ又は下校のみという利用の仕方を認めるのかどうかという点について、結論が出ていない状況だと思う。また、それについては、放課後児童クラブの利用等を考慮しながら協議しなければならない問題であるが、肝心の放課後児童クラブの施設の位置がどこになるのかがまだ決まっていない状況でもある。

諸々のことを考えると、利用者負担金の問題については、概ねこの程度の額だということだけを決定しておき、最終段階で全ての結論を出すべきではないかと考える。

事務局

青葉中学校の先行事例を基にして、基本的な料金については3,000円で良いかということぐらいしかこの場では決められないと思う。その後に、色々なケースに応じた料金体系について検討するような流れになるのではないかと考えている。

委員

細かな料金体系は、最終段階で結論を出せば良いので、事務局から説明があったように、この場では、基本的な料金は月額3,000円で良いかということを探決するぐらいしかできないと思う。利用方法などの細かなルールが固まらないと、それに応じた料金体系も決められないと思う。

事務局

利用者負担金の問題は、基本的な月額を3,000円とすることだけを了解していただければと思う。

委員長

それでは、基本的な料金については、月額3,000円に設定するということでよろしいか。

—拍手—

事務局

細かな料金体系については、色々なケースに応じた考え方が必要になると思うが、青葉中学校の先行事例があるため、同一世帯で2人以上の利用者がいる場合には、2人目以降の利用者負担金を半額にするという制度は、ほぼ間違いなく採用することにはなると思う。最終的には、落としどころをどの辺りにするのかという問題だと思う。

委員長

次に、下校時の運行回数を2回とするのか、あるいは1回とするのかの問題であるが、これについて皆様から意見を伺っていきたい。

委員

運行回数が2回になることによって、運行経費が増加することはないのか。

事務局

それほど大きな変化はないと思われる。

委員長

運行回数を1回とする場合には、低学年の子供達は、高学年の子供達の授業が終わるまで学校に待機することになるのか。

事務局

そのような状況になる。

委員

登校時には、保護者が停留所の前で立哨することになると思うが、下校の時間帯には、仕事をしている保護者が多いと思うので、保護者というよりは地域の方をお願いするようになるのではないかと。

事務局

保護者による立哨が無理な場合には、おじいちゃんやおばあちゃんをお願いすることも考えなければならないと思う。

委員長

下校時の運行回数を1回とする場合、学校ではどのような状況が想定されるのか。

委員

高学年になると、クラブ活動や委員会活動をする時間があるため、高学年と低学年の活動内容は全く異なるものである。そして、それらの活動には、低学年の先生も一緒に関わるため、低学年の子供達を待機させようとする、その子供達を誰が見るのかという問題が発生する。校長や教頭がいるだろうと思われるかもしれないが、校長や教頭は出張が多いので、あまり当てにはならない。

600人規模の学校であることを考えれば、低学年の子供達だけでも相当な人数である。また、体力のない1年生を、午後4時頃まで学校に待機させるのはどうかと考える部分もある。そのよう

に考えると、低学年の子供達は待機させずに下校させるという選択しかないと思う。

例えば、アルバイトなどを雇って、放課後児童クラブの別バージョンのような事業や低学年向けのクラブ活動や学びの広場のような事業をやれば良いのではないかという考え方があるのかもしれない。しかし、そうした事業を行うためには、必ず経費が発生する。いずれにしても経費がかかるのであれば、下校時に2回運行し、低学年の子供達をきちんと下校させるべきではないかと考える。

運行経費を節減するため、無理を承知で下校時の運行を1回とし、その結果、学校管理下における事故が起きてしまえば取り返しがつかない。そうした事故を未然に防止し、子供達の安全を確保するという意味でも、下校時の運行は2回とし、下校すべき時間に下校させるという考えを持つことが大切なのではないかと考える。

委員

下校時の運行回数が1回であれば、低学年の子供と高学年の子供を持つ保護者にとっては、停留所まで子供を迎えに行く手間が1回で済むという考え方があるのかもしれない。しかし、低学年の子供達を学校に待機させるということは、大変な負担がかかるとともに、大きなリスクを伴うことだと考える。

委員長

この問題は、この場で採決するべきか、それとも、各小学校のPTA単位で一度議論してもらうべきか。

事務局

この問題は、本日中にどうしても採決しなければならないものではないため、停留所の問題と同様に、各小学校のPTA単位で協議していただく課題の1つに加えていただければと思う。

委員長

それでは、この問題についても各校に持ち帰っていただき、PTA会長を中心として各校において協議していただきたい。

次に、運休日の問題についてであるが、これについて事務局から説明をお願いしたい。

事務局

運休日についても、基本的には青葉中学校の事例に倣う形で考えている。青葉中学校のスクールバスは、土日祝日、夏休み等の長期休業期間は運休日としている。夏休み等であっても部活動は行われているが、そのためのスクールバスの運行は行っていない。ただし、授業参観や体育祭等の学校行事が行われる際には、土日祝日であっても運行している。

委員長

運休日の考え方について、皆様から意見を伺いたい。

委員

小学校では夏休み中に、4年生と5年生を対象にして、学びの広場という勉強会を開催している。夏休み等にはバスを運行しないということになると、学びの広場にはどのように参加するのかという話になってしまうので、その際には運行していただけるよう配慮していただきたい。

委員

バス会社との契約において、その際の運行について取り決めておけば良いのではないか。

事務局

この件については、配慮したいと考えている。学びの広場が開催されるのは7月中ですよ。

委員

はい。

事務局

青葉中学校のスクールバスについて話すと、運行計画表は月単位で作成している状況である。それを考えると、1学期が終了した直後の数日間の運行であれば、それほど大きな問題はないと考えられる。

ただし、学びの広場は、4年生と5年生を対象にしている学校と、全学年を対象にしている学校があるので、それについては少し調整する必要があると考えている。

委員

下校時の運行回数の問題だが、小学校では放課後に陸上や合唱の練習を行うことがある。その際には、それに対応した運行を考えていただけるのか。

事務局

月間の運行計画表を作成する段階で、必要に応じて運行時刻の調整をバス会社と行えば、対応は可能だと考えている。

委員長

それでは、運休日の問題は、青葉中学校の事例に倣うということによろしいか。

—拍手—

委員長

今後の協議の中で、付加すべき事項が出てきた場合には、後から付加するということによろしいですね。

最後に、遠距離通学補助金の問題であるが、これについて事務局から説明をお願いしたい。

事務局

町には、通学費補助制度というものがあり、通学距離が4 km以上の地域から通学する児童の保護者に対し、距離に応じて補助金を交付している。この制度において、スクールバス利用者については補助対象から除外し、通学距離が4 km以上ある地域から通学していてもこれを不交付とする話である。青葉中学校のスクールバス利用者については、このような考え方のもと補助金を不交付としているので、青葉小学校でも同じようにこの考え方を適用しても良いかということについて、皆様の了解をいただければと考えている。

委員長

金額としてはどの程度交付されているのか。

事務局

通学距離が4 km以上～4.4 km未満で年額6,200円、4.4 km以上～5.6 km未満で年額7,8

00円, 5.6km以上～6.9km未満で年額9,000円である。

委員長

青葉中学校の事例と同様な考え方でよろしいか。

—拍手—

委員長

以上で、予定していた全ての事項について採決が終了した。

事務局

ありがとうございました。先程も話をしたが、スクールバスの協議における最大の問題は、停留所の問題だと考えている。停留所の問題とあわせて、先程の採決において一部保留になった利用者負担金の問題と下校時の運行回数の問題、これらを今後の重点課題と捉え、引き続き協議を継続していきたいと考えている。

議事（２）その他（次回開催等について）

事務局

次回の会議は、9月の上旬に開催する予定である。具体的な日程については、委員長と協議のうえ正式に連絡をさせていただく。